

(医務監答弁)

光本議員 1001 作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨

条例制定を判断するための基準や指標とは。また、その判断基準について。

答弁要旨

たばこの問題については、個人のモラルに起因する部分が多いことや健康への影響などがあり、総合的に対応していくために「尼崎たばこ対策宣言」を行いました。

その柱の一つである「喫煙マナーの徹底」については市民や地域企業と協働で喫煙マナーの向上を目指し、たばこ小売店等には喫煙スポットの協力、地域見守り隊による歩きたばこ抑制の協力などの取組を進めています。

また、次年度予定しているJR尼崎駅南側の喫煙所設置については、喫煙所が無く吸い殻ごみが目立つなどの課題があることから、試行的に設置し、その効果・検証を行うものです。

この事業は、多くの人が集まる駅前での分煙誘導、歩きたばこの抑制及び吸い殻のポイ捨での減少を目指して

(次頁へつづく)

おり、その効果が見られなかったり、従前から申し上げて
いるように様々な取組みの反応やご意見等を踏まえ、成
果と課題を整理する中で判断をまいります。

以 上

光本議員 1002

作成部局 健康福祉局 No. 1

質問要旨

近隣自治体の斎場と業務連携し、冬場でも予約を取りやすくするという工夫はできないか。

また、予約が取れなかった場合、近隣自治体の斎場を利用しても尼崎での価格で利用ができないか。

答弁要旨

近隣自治体との業務連携については、すでに休業日等の連絡を取り合い、互いに市外からの火葬の受け入れを行っています。また、実際の利用については、本市での希望日時予約が取れない場合に、ご遺族の意向によって葬祭業者が、近隣市の斎場を押さえています。

本市斎場の火葬料金は、近隣自治体と同様に原価主義を基本として設定しています。料金は、それぞれのランニングコストや減価償却費等の違いにより異なっており、市内・市外利用者の違いも含めて独自の設定となっています。

この様な状況のもとで、市民が他市の斎場を利用した

(次ページに続く)

場合、市内料金で利用するには、協定等で統一料金にする必要があり、各市の事情が異なるから、ご質問のような実施は困難であると考えています。

したがって、本市としましては、市民の皆様に可能な限り希望する日時に弥生ヶ丘斎場を利用していただけるよう、開場の日を増やす努力と併せて火葬炉の増設計画を進めていきたいと考えています。

以上

質問要旨 平成29年度のふるさと納税の寄附金において、27年度の2倍の7,100万円が集まるのか。

また、目標達成に向けた仕掛けは。

答弁要旨

寄附金につきましては、クレジット決済を導入している他の自治体の伸び率等を参考にすることで、平成27年度実績ベースの約2倍の7,100万円を見込んだものでございます。

目標達成に向けた具体的な取組としましては、これまでは、返礼品を開始した25年度当時は27品だったものを28年度には49品へと品数を増やすほか、年2回程度の雑誌等への掲載などによる周知を図ってまいりました。

29年度に向けましては、市が実施する夜景ツアー参加券などポータルサイト専用の返礼品の創設や、30年度に完成予定の尼崎城を活用したものを検討するなど、市内外の多くの方に本市を応援していただけるような取組をさらに推進してまいります。

(以上)

質問要旨 寄附金額と控除額は別のものとして捉え、PDCA の C(チェック)を行う指標とするつもりはないのか。

答弁要旨

ふるさと納税制度の本来の趣旨は、「地域への応援」でございますが、最近では、返礼品に係る過熱競争等により、本来の制度の趣旨に沿わない状況が多く見受けられております。

国におきましても、こうした現状は問題であると捉え、制度上の課題や改善策について検討するといった方向性が示されております。

このような中、本市での平成27年度のふるさと納税におきましては、返礼品代や税額控除額等を加味しますと、実質的には約2,700万円のマイナスという状況にあり、議員ご指摘のとおり、寄附額と控除額の収支差について、PDCA サイクルのチェックを働かせることは重要であると認識し、繰り返しになりますが、ポータルサイト等、様々な手法を用いる中で、多くの方に本市を応援していただけるよう努めてまいりたいと考えております。(以上)

質問要旨 効率化と迅速化を図る新たな手立てはあるのか。また、「当面は」はいつまでを指すのか。

答弁要旨

~~(代表質疑でも市長からご答弁しておりますとおりに)~~

道路や公園等の即時対応が必要な課題解決については、「ちばレポ」を導入するよりも、現行システムを利用する方が、効率性、迅速性、また、費用対効果としても優れていると判断したものでございます。

そうしたことから、「当面」とは、具体的な期限を定めているものではございませんが、現行システムの見直しは、今後とも続けてまいります。

以上

質問要旨 ちばレポとは全く異なるものを導入する経緯や考えは。また、何が障壁になったのか。

答弁要旨

「あまレポ」の導入について検討を進める中で、平成27年1月に千葉市に視察に伺っておりますが、その後も、運用状況等についての情報提供を頂いております。

それによりますと、千葉市では、市民が主体的にまちの課題を解決した事例が少なく、「ちばレポ」の仕組みが、市政の透明化や情報の共有化には効果があるものの、協働意識の醸成については、未だ不十分であるということが分かりました。

こうした課題を踏まえ、公園や道路等の「地域課題の解決」については現行システムを利用することとし、「魅力発信機能」についてのみ、定住・転入促進情報発信サイトの中にインスタグラムのコーナーを新たに設置して、市民自身がおすすめスポットなどの写真を投稿できる仕組みを導入したものです。

以上

質問要旨

本市でも市税においてクレジットカード納付を導入してはどうか。

答弁要旨

クレジットカード納付につきましては、納税者の利便性の向上につながるものと考えておりますが、納税者に一定の手数料を負担していただくことや、納期ごとに手続きが必要となること、また、本市におきましてもシステム改修が必要となるほか、毎年度、本市が負担する手数料が他の納付方法と比べると、総じて割高になることなどの課題がございます。

一方、口座振替につきましては、納税者の手数料負担がないこと、納税者からの手続きが1回で完了することなど、費用面及び手続き面におきまして有効な納付方法であることから、本市といたしましては、口座振替を推進しているところでございます。

いずれにいたしましても、クレジットカード納付の導入における費用対効果を検証するとともに、先行都市の効果等も踏まえる中で、今しばらく検討してまいります。(以上)

光本議員 1009 作成部局 総務局 No.1

質疑要旨

本市の市営住宅の家賃徴収では、指定管理者に対して、成功報酬型で徴収事務を委託しているが、他の債権にも委託を拡大する考えはあるのか。また、債権管理の在り方検討会議では、そのようなことを踏まえた議論を行うのか。

答弁要旨

本市では、平成19年度から市営住宅家賃債権の管理について、南部・北部それぞれの指定管理者の委託料にインセンティブ制度を設け、現年度・過年度それぞれにおいて目標収納率を超えた場合、収納率に応じて委託料を増額する一方、目標収納率を下回った場合には、委託料を減額することとし、債権の回収に努めているところであり、一定の成果をあげているところでございます。

議員ご提案のこうした委託手法を他の債権の管理へ拡大するといったことにつきましては、公債権・私債権合わせまして、数多くの種類がある中で、どこまで適用できるのか、また、その委託手法を実際に導入できるのかなどといった課題もございます。

そうしたことも含めまして、先般、設置いたしました債権管理の在り方検討会議の中で整理してまいりたいと考えております。

以 上

(医務監答弁)

光本議員 1010 作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨 (仮称)保健福祉センターでの乳幼児健診における、障害や発達障害を持ったこども及び、障害を持った保護者の方へのケアや気遣いについて

答弁要旨

乳幼児健診は、身体や精神発達等の健康状況を把握し、医師、保健師、看護師等のさまざまな専門職が連携した保健指導に繋げるとともに、親子が地域の支援者と出会い、その後の支援を円滑に行うための場でもあります。

現状でも障害のある乳幼児や保護者の方々への対応については、事前にご連絡があれば可能な限り、個別的な対応を行っているところです。

今後、(仮称)保健福祉センターでの乳幼児健診では、バリアフリーで安心・安全な環境を整備し、個室化した予診室、診察室等を用意してプライバシーに配慮していきます。今回の整備により連絡の有無にかかわらず、障害のある方々もより快適に健診を受けることができますので、同施設を十分に活用しケアの必要な方々への配慮に努めていきます。

(以上)

質問要旨

伊丹市が導入しているアプリを開発した会社に委託する予定となった経緯は。今後、Code for Amagasakiと連携していく可能性はあるのか。

答弁要旨

「ごみ分別アプリ」につきましては、近年その利便性の高さから情報ツールとして急速に普及しているスマートフォンを活用し、子育て世代や若年層をターゲットとして導入するものでございます。

現在、本市で検討している「ごみ分別アプリ」は、出し忘れを防止するためのアラート機能やごみの品目ごとに分別を確認できる分別辞典のほか、市内在住の外国人向けに「多言語」に対応できる機能などを有したものを導入したいと考えております。

以上

＜西川教育次長答弁＞

光本議員1012

作成部局 教育委員会 NO. 1

質問要旨 経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対しては、事後ではなく事前の振込みが、より実生活に応じた援助になると思うが、事前に援助ができない要因は何か。

[答弁要旨]

議員ご指摘のように、仮に学用品費等を事前振込みとした場合、支給認定の変更や転出等への対応が困難であることに加え、実費額を支給する修学旅行費等につきましては、費用や出欠の確定が必要となることが想定されますことから、各学期末ごとの年3回払いとしているところでございます。

以上

質問要旨

前回の市議会議員選挙の過去最低投票率41.38%を、どこまで回復させるのか。また、その具体的な対策は。

答弁要旨

投票率の具体的な数値目標を設定する事は、非常に難しく、少なくとも前回の投票率41.38%を下回らないように、選挙時の啓発を行っていきたいと考えております。

その具体的な対策としましては、阪神バスの車体の一部に啓発のラッピングをすること、市内の大学・高等学校等の食堂や売店等に啓発用の箸を設置すること、市内のコンビニ・金融機関・大学・高等学校等に卓上用のミニのぼりを設置すること、市内のコンビニのレジ画面による広告、阪神尼崎駅フロアや改札による広告など、様々な選挙啓発を、引き続き行っていく予定でございます。この他、高校生等を対象にした出前授業の回数を重ねていくことにより、生徒の政治・選挙への意識を向上させ、少しでも投票率の向上に繋げていきたいと考えております。

以上

質問要旨

18・19歳向けの啓発は。また、高等学校で、モデル事業として期日前投票所を設けることについての問題点や見解は。

答弁要旨

先程の答弁と重なりますが、18・19歳向けの啓発といたしましては、市内の大学・高等学校等の食堂や売店等に啓発用の箸や卓上用のミニのぼりを設置すること、選挙啓発のポスターを掲示すること等に加え、引き続き、出前授業や模擬投票、学校生徒会選挙の支援を行う予定でございます。

次に、モデル事業として高等学校に期日前投票所を設置することにつきましては、18歳未満の生徒の割合が高く、投票できる生徒が少ないため、また、期日前投票所を設置するとなると多額の経費が必要となるため、今のところ、実施する予定はございません。

以上

質問要旨 「あまらぶ i+Plus」の訪問者数は当初の計画と比べてどうか。また、費用対効果も含めて、「あまらぶ i+Plus」の必要性は。

答弁要旨

「あまらぶ i+Plus」については、本市の魅力をより効果的に発信していくため、阪神尼崎駅前に設置していた「あまがさき・街のみどころご案内所」から、より多くの方にご利用いただくことを目指して、市内で最も乗降客数の多い JR 尼崎駅に移転したものです。来所者は、平成 22 年度には 1200 人程度であったものが、平成 28 年度には 1 万人を越えている状況になっております。

また、「あまらぶ i+Plus」では、場所やイベントの案内のみならず、アニメ・忍たま乱太郎のファンによる地名めぐりで、本市を訪れた若い人の訪問スポットになっているほか、神戸ルミナリエ、ワールドちゃんぽんクラシックなど、多くの人が集まるイベント等での出張案内所の運営や SNS での発信なども行っており、魅力を発信している拠点として、一定の費用対効果があるものと考えております。

以上

光本議員 1016

作成部局 都市整備局

質問要旨 平成30年度からの駐車場での利益をどのように活用していくのか。

また、大規模修繕を見越した計画等はどのようにするのか。

答弁要旨

阪神尼崎駅前駐車場においては、平成29年度に市債償還が最終年となることから、平成30年度以降においては、毎年度約4,000万円の収益が見込まれます。

現在、駐車場が供用開始してから21年が経過していることから、今後、駐車場施設の設備関係を中心とする中期の修繕計画を策定し、その中で必要な資金計画も立案いたします。更に、将来的に発生する構造物も含めた大規模改修を見据えた際に必要となる資金を、どう捻出するかもあわせて検討してまいります。

以上

〈高見教育次長答弁〉

光本議員 1024 作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 ホームページで「団地造成のため消滅」とされているエリアが、なぜ埋蔵文化財包蔵地に指定され調査が必要になるのか。

また、団地造成のため消滅となっているエリアは埋蔵文化財包蔵地から外すという柔軟な対応ができないのか。

答弁要旨

ご指摘のエリアは、宮ノ北住宅の建替え計画策定時には、埋蔵文化財包蔵地の範囲に含まれておりませんでした。しかしながら、埋蔵文化財包蔵地（宮ノ北遺跡）が隣接していましたため、工事中に遺跡が発見された場合、工事の進捗に重大な影響を及ぼすことも懸念されましたことから、事業担当課と協議を重ね、事前に試掘調査を行い、埋蔵文化財の有無及び状況を確認することといたしました。

その結果、遺跡に近い試掘場所で遺跡の存在が確認されたため、市教育委員会ではこの結果を兵庫県教育委員会に報告し、埋蔵文化財包蔵地の範囲を県教育委員会が変更されたものでございます。

（次ページへ続く）

市教育委員会では、これを受けて、市ホームページに掲載しております遺跡分布地図は即時に変更しましたが、変更する範囲が団地敷地の一部のみでありましたことから、「一部東側に広がるが、団地造成のため消滅」の文章表現は削除しませんでした。しかしながら、このままにしていますと今後も同様の誤解を招きかねないため、早急に修正いたします。

なお、埋蔵文化財包蔵地内での工事について、調査が必要か否か等、埋蔵文化財の取扱いにつきましては、試掘調査の成果を踏まえ、兵庫県の埋蔵文化財取扱基準に基づき、県教育委員会が判断されます。同基準では、遺跡の深さから30センチ上までの掘削工事につきましては、調査の必要はなく、慎重に工事するよう通知されることになっております。

また、埋蔵文化財包蔵地の範囲決定は県教育委員会の権限であり、市教育委員会が、埋蔵文化包蔵地の範囲を変更することはできません。

以 上